

# 社会福祉法人湖東会 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖東会（以下「当法人」という。）定款第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬および費用弁済について定めるものとする。

## (報酬の支給)

第2条 役員等に対して支給する報酬額は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

## (報酬額の決定)

第3条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

2 全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

4 役員等の報酬の額は別表1に定めるものとする。

## (報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。

## (報酬の支給方法)

第5条 報酬は、通貨を持って本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## (費 用)

第6条 役員等の費用は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前をもって支払うものとする。

## (公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廢)

第 8 条 この規程の改廢は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より改正する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表第1 役員等の報酬の額 (第3条第4項関係)

役 職 名	報酬の額		
評 議 員	会議等への出席の都度：1人	一律	5,000円 (源泉徴収前)
常勤役員	該当なし (職員としての給与が支給される者を除く)		
非常勤役員	会議等への出席の都度：1人	一律	5,000円 (源泉徴収前)
監 事	監査の都度：1人1日	一律	10,000円 (源泉徴収前)
	半日	一律	5,000円 (源泉徴収前)
	その他 (指導監査立会等) 出席の都度：1人	一律	5,000円 (源泉徴収前)

別表第2 費 用 (第6条第1項関係)

事 項	費用弁済額
会議等への出席 (公共交通機関利用)	自宅から会議等開催場所への公共交通機関運賃実費額
会議等への出席 (公共交通機関利用なし)	法人職員か旅費規程に定める額
県外出張	法人職員か旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な 経費 (研修会出席者負担金、資 料代等)	職務執行に必要な額